

I. 調査の概要

1. 調査の背景・目的

我が国においては、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするとの政府目標（以下「2020年30%」という。）を掲げ、施策の推進を図ってきたところであるが、現状と目標との間には依然として大きな差があり、その達成に向けてこれまで以上に各主体における取組を加速化していく必要がある。

また折しも、男女共同参画社会基本法に基づいた5か年計画である男女共同参画基本計画の改定作業が平成26年度から開始され、平成27年度内に新たな基本計画（第4次）を策定するところ、2020年30%の目標のあり方及びその達成に向けた施策の方向性は最も大きな論点であり、その検討に際して各国の状況を把握し、議論の参考とすることは極めて有意義である。

そこで、本調査研究では、諸外国における女性の活躍推進に向けた取組（政府目標、法令、施策等を言う。以下同じ。）の経緯及びその政策的効果や現状等について、詳細を把握・分析し、我が国の取組への示唆を得ることで、今後の基本計画（第4次）の策定や2020年30%の目標達成に向けた取組の推進に資する。

なお、この調査は、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社が内閣府から受託し、平成26年度に実施したものである。

2. 調査の方法

本調査は、諸外国の女性活躍推進に係る取組について、文献・インターネット調査及び国内有識者ヒアリング調査により情報を収集し、適切に整理・分析することによって、調査対象国の取組の全体像を把握する。

(1) 調査対象国

平成 20 年度の「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」では、フランス、ドイツ、韓国、平成 21 年度の「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」では、オランダ、アメリカが調査対象国に含まれていた。

平成 23 年度の「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査」には、スウェーデンが調査対象国のひとつであった。

今年度は、これら 6 か国の最近の取組を把握するとともに、イギリスを加えた 7 か国の政治分野、行政分野および経済分野における女性の活躍推進に向けた取組を調査する。

(2) 本調査で使用した主な統計

本調査にて参考とした主なデータは、以下である。ただし、各国調査では、整理等の必要に応じて、国際機関や各国の報告書等より、データ等を引用した。

① 政治分野（議員の女性比率）

Inter-Parliamentary Union, "Women in Parliament: World Classification, Statistical archive" <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> の各年12月（1998年は8月）のデータによる（1997年以降）。

② 行政分野（公務員の女性比率）

ILO, LABORSTA Internet (<http://laborsta.ilo.org/STP/guest>) "Employment, Public Sector Employment" の「General government Sector」のデータ。

③ 経済分野（女性の管理職比率等）

ILO, LABORSTA Internet "Employment - 2C Total employment, by occupation" の「Legislators, senior officials and managers」のデータ（官公庁、民間企業の指導的立場にある女性の数値）。

3. 報告書の構成

本報告書は、3章構成である。第Ⅱ章に、調査対象国7か国について、国別に女性の活躍推進に係る取組を、以下の観点から整理した。全体像を把握するために、1970年代以降の取組から、可能な限り最近の施策を把握し、それら取組の背景とその成果を調査した。

- ・ 基本法制等（憲法・基本法、政府計画・目標、体制等）
- ・ 政治分野（女性国会議員、女性地方議会議員の促進に係る取組等）
- ・ 行政分野（女性国家公務員、女性地方公務員の促進に係る取組等）
- ・ 経済分野（女性の雇用・管理職・役員の促進、ワーク・ライフ・バランス関連施策等）
- ・ 女性の活躍推進に向けた取組事例（地方公共団体、民間企業の取組）

第Ⅲ章は総括として、国別調査で浮かび上がった共通的な特徴や課題、成果等を取りまとめた。